

大工志塾規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本塾は、若手大工等を対象とし、木造伝統構法に関する基本的な大工技術・技能を習得できるよう指導し、次世代を担う人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本塾は、大工志塾と称する。

(運営主体)

第3条 一般財団法人住宅産業研修財団（以下、「財団」という。）を運営主体とし、優良工務店の会（以下、「QBC」という。）を共同運営者とする。

第2章 運営体制等

(運営委員会)

第4条 大工志塾（以下、「塾」という。）の運営に関する基本的な事項及び重要な事項を審議するため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会の構成等は次の各号の通りとする。
 - 1) 運営委員会は、運営委員、塾長、副塾長、特別顧問及び顧問により構成する。
 - 2) 運営委員の定員は3名以上10名までとする。
 - 3) 運営委員はQBCの幹事及び講師等の中から財団の理事長（以下、「理事長」という。）が選定し、委嘱する。
 - 4) 運営委員会の委員長は第5条第1項に定める塾長が、副委員長は第5条第2項に定める副塾長が務める。
- 3 運営委員会の出席謝金等は別に定める。

(塾長、副塾長、特別顧問、顧問、事務局)

第5条 塾に塾長を置く。塾長は理事長が任命する。

- 2 塾に副塾長を2名以内で置くことができる。副塾長は、運営委員及び講師の中から塾長が選定し、理事長が任命する。
- 3 財団の理事長を塾の特別顧問、QBCの会長を塾の顧問とするほか、塾長又は副塾長の経験者を顧問とすることができる。

- 4 塾の運営に係る事務処理を行うため、事務局を設置する。当該事務局は財団が務める。
- 5 塾長、副塾長、特別顧問、顧問の報酬は支払わない。

第3章 入塾

(入塾定員)

第6条 入塾できる定員は、原則として各教室5名以上10名以内とする。

(入塾資格)

第7条 入塾資格を有する者は、木造伝統構法に関する大工技術・技能の習得・継承を志す者で、次の各号に適合する者とする。

- 1) 次のア又はイのいずれかに該当すること
 - ア 工務店の職員（雇用保険等への加入等により、実際に就業していることが認められる者）等である若手大工、見習い等であること
 - イ 財団が一定の経験及び技量を有すると認めた大工職人等であること
- 2) 健康であること
- 3) 入塾年度の前年度の末日において、満15歳以上であること。なお、未成年の場合は、保護者が入塾に同意していること

(入塾手続き)

第8条 入塾を希望する者及びその者が就業する工務店（以下、「所属工務店」という。）は、募集要項に定める書類を所定の期日までに事務局に提出しなければならない。ただし、前条第1号イに適合する者にあつては、所属工務店の提出する書類は不要とする。

- 2 理事長及び塾長は、入塾の申込みがあつたときは、第7条各号に定める入塾資格を有することを確認し、資格を有すると認めた場合は、入塾を許可する。

第4章 修業年限等

(修業年限)

第9条 塾の修業年限は、初級、中級、上級（以下「各級」という。）いずれも1年間とする。

- 2 原則として各級の始まりは6月とし、終わりは翌年の5月とする。

(修了、留年)

第10条 各級の修了の判定は、履修状況等を勘案し、運営委員会の審議を経て、塾長が決定する。修了の判定基準は別に定める。

- 2 修了が認められなかった場合、塾生の希望により留年することができる。ただし、留年は各級1回に限る。
- 3 第7条第1号アに適合する塾生が留年しようとする場合、所属工務店の代表者の同意を得なければならない。

(退塾、休塾、復塾、除籍)

第11条 塾生は、所属工務店の代表者の同意の下、退塾届を提出することにより、退塾することができる。

- 2 塾生は、疾病等やむを得ない事情によって長期にわたり修学できない場合は、休塾することができる。なお、休塾期間は1年以内とする。
- 3 第7条第1号アに適合する塾生が休塾しようとする場合、所属工務店の代表者の同意を得なければならない。
- 4 第7条第1号アに適合しなくなったことにより退塾した塾生が同号アに再度適合することになった場合は、復塾することができる。ただし、復塾できる期間は、退塾した日から1年間とする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する塾生は、運営委員会の審議を経て、理事長の許可の下、除籍することができる。
 - 1) 2年を超えて修了できない者
 - 2) 休塾期間を超えて復塾出来ない者等、履修を継続できないと認められる者
 - 3) 授業料を納付しない者
 - 4) 学習態度が極めて悪く、塾の信用を著しく傷つける等、塾の運営に支障をきたすと認められる者

第5章 育成プログラム

(育成プログラム)

第12条 塾の育成プログラムは、教室講義（実技・座学）、工務店修業（OJT）及び集合実技研修により構成する。

- 2 教室講義（実技・座学）は、大工に必要な知識・技術を体系的に習得することを目的として行い、各級の目標、講義科目、履修時間、講義の進め方等は別に定める。
- 3 工務店修業（OJT）は、所属工務店等の指導棟梁の実務指導により、大工技能や仕事の取組み方等を習得することを目的として行い、各級の目標と指導方法等の指導要領は別に定める。

- 4 集合実技研修は、教室講義（実技・座学）と工務店修業（O J T）の学習効果を確認するとともに、塾生相互の親睦と研鑽を図り、修業意欲の向上を図ることを目的として行い、各級の目標と課題等は別に定める。
- 5 第7条第1号イに適合する塾生にあっては、第3項の規定は適用せず、また、第1項及び前項の規定は、それぞれ「工務店修業（O J T）」を削除して読み替えるものとする。
- 6 教科書、教材等は原則として塾生に支給する。ただし、消耗品等については必要に応じて塾生又は所属工務店が手配するものとする。

第6章 講師・指導棟梁

（講師）

- 第13条 講師は、学識経験者、建築設計者、大工棟梁、塾の修了生及び科目に関連する実務経験者等から、塾長が選定し、理事長が委嘱する。
- 2 講師の謝金等は別に定める。

第7章 所属工務店等の役割等

（所属工務店等の役割）

- 第14条 所属工務店は、財団との工務店修業（O J T）役務契約に基づき、別に定める指導要領により、塾生に対して実技指導等を行なわなければならない。
- 2 所属工務店は、実技指導等を行う指導棟梁を選定し、事務局に届けなければならない。
 - 3 実技指導等を実施した所属工務店には、工務店修業（O J T）役務委託契約書に基づいて、所定の契約金額を支払う。
 - 4 Q B Cは、第11条第4項に定める復塾を希望する者の就職を支援することとし、所属工務店はこれに協力する。

第8章 授業料

（授業料）

- 第15条 塾の授業料は、別に定める。
- 2 塾生は、授業料を別に定める方法で支払わなければならない。
 - 3 退塾、除籍となった者で、未納の授業料がある場合は、これを清算しなければならない。
 - 4 復塾した者は、未納である場合を除き、退塾した年の授業料は支払わないもの

とする。

- 5 納付された授業料は理由の如何によらず、返還しない。

第9章 会計

(会計)

第16条 塾の運営経費は、授業料、補助金、寄付金等により支弁する。

- 2 塾の経理は、財団の会計に設ける専用の特別会計をもって処理する。

第10章 その他

(個人情報保護)

第17条 塾生等から開示された個人情報（個人情報保護法第2条第1項に定められたものをいう。）については、塾の運営に係る連絡、通知の他、予め了承を得た目的以外には使用しない。

(守秘義務)

第18条 塾への参画、運営等により知り得た情報は、第三者に漏洩してはならない。

- 2 前項の規定は、塾が終了した後においても効力を有する。

(肖像権の使用)

第19条 塾生は、塾に関する制作物、ならびに広報、宣伝の目的で制作する広告物等において、自己の肖像及び氏名の掲載を承諾するものとする。

附則

- 1 本規約は令和元年10月1日より施行する。
- 2 本規約の一部を改定し、令和2年12月1日より施行する。
- 3 本規約の一部を改定し、令和4年11月1日より施行する。
- 4 本規約の一部を改定し、令和5年9月12日より施行する。
- 5 本規約の一部を改定し、令和6年12月3日より施行する。ただし、本規約改定の施行前に入塾した塾生に対する第4章、第5章及び第8章の各条の適用については、なお従前の例による。